

1. 相談（電話、メール他）

	担当課	支援の詳細①事業名②支援対象者、内容③実施日、時間帯④支援員等の体制⑤平成23年度の実績数⑥その他
1	市民相談課	①市民相談 ②【生活相談】相続、離婚、家庭問題、近隣問題、借地・借家、金銭貸借等日常生活で困ったことなどについて解決に向けての助言や情報提供。市民対象 ③月～金曜の9:00～17:30 ④相談担当職員 ⑤電話のみ2,298件（うち、「ひきこもり等」は0件）
2	人権政策室（委託）	①人権なんでも相談（枚方人権まちづくり協会への委託）②市民、人権に関することすべてについての相談 ③月～金曜の午前9時～午後5時30分 ④枚方人権まちづくり協会の特別職非常勤 ⑤174件（ひきこもりのカウントはしていない）
3	保健センター	①相談事業②健康に関する相談に電話で対応。「子育てコール事業」は主に乳幼児の保護者等を対象にしているが、保健センターに入った電話相談には応じている。③保健センター開所日、時間9時～午後5時30分④保健師等⑤不明（小学校低学年の不登校等の相談あり。うち、「ひきこもり等」は2件（家族による相談））⑥相談があった場合、保健所や家庭児童相談所、医療機関の紹介を行っている
4	福祉総務課（委託）	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）いきいきネット相談支援センター（枚方市社会福祉協議会・枚方人権まちづくり協会へ委託）②援護を要するあらゆる人、その家族等 ③月～金曜の午前9時～午後5時30分 ④担当地区ごとに1人配置
5	障害福祉室	②障害者（身体・知的・精神）③随時④CW（身体・知的5名、精神2名）が対応⑥就学・就労のあっせんはおこなっていない。CWは相談業務全般をおこなっており、その中で就労等の相談があれば、情報提供している程度。
6	子ども青少年課（枚方公園青少年センター）	電話での相談（メールは予約や問合せ用）①枚方公園青少年センター青少年相談②概ね26歳までの青少年とその保護者③第1月曜日午後5時～7時50分、第3月曜日午後3時～6時50分④児童養護施設指導員（元児童福祉司）、臨床心理士、ひきこもり相談士⑤15件
7	家庭児童相談所	①家庭児童相談（電話、メール）②18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、助言や来室を勧める ③平日午前9時～午後5時30分 ④家庭児童相談員（臨床心理士）⑤160件（述べ相談件数）
8	教育相談課	①子どもの笑顔を守るコール②教育安心ホットライン・学校教育に関するさまざまな悩み、不安について電話で対応。いじめ専用ホットライン・いじめに関する専用の電話相談③いずれも月～金曜の午前9時～午後5時④退職校長等⑤242件

2. 相談（面接）

1	市民相談課	①市民相談 ②【生活相談】相続、離婚、家庭問題、近隣問題、借地・借家、金銭貸借等日常生活で困ったことなどについて解決に向けての助言や情報提供を相談担当職員が行う。市民対象【法律相談】離婚、家庭問題、近隣問題、金銭貸借等日常生活で困ったことなど法律に関する問題について、法律家が相談に応じる。予約制。市民対象。定員1日6人、1人30分以内1回限り。③月・火・水・金曜の13:00～16:00 ④【生活相談】相談担当職員【法律相談】弁護士・認定司法書士 ⑤生活相談件数 2,550件（うち、「ひきこもり等」は0件）、法律相談件数 1,017件（うち、「ひきこもり等」は0件）
2	人権政策室（委託）	①人権なんでも相談（枚方人権まちづくり協会への委託）②市民、人権に関することすべてについての相談 ③月～金曜の午前9時～午後5時31分 ④枚方人権まちづくり協会の特別職非常勤 ⑤174件（ひきこもりのカウントはしていない）

3	保健センター	①相談事業②乳幼児や住民健診等のフォローを目的に個別相談を実施。その際、兄弟や家族の相談にも応じている。また、精神面の相談で突然来所される場合もあり。③保健センター開所日、時間9時～午後5時30分④保健師等⑤不明⑥相談があった場合、保健所や家庭児童相談所、医療機関の紹介を行っている
4	福祉総務課（委託）	①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）いきいきネット相談支援センター（枚方市社会福祉協議会・枚方人権まちづくり協会へ委託）②援護を要するあらゆる人、その家族等③月～金曜の午前9時～午後5時30分④担当地区ごとに1人配置
5	障害福祉室	②障害者（身体・知的・精神）③随時④CW（身体・知的5名、精神2名）が対応⑥就学・就労のあっせんはおこなっていない。CWは相談業務全般をおこなっており、その中で就労等の相談があれば、情報提供している程度。
6	子ども青少年課（枚方公園青少年センター）	①枚方公園青少年センター青少年相談②概ね26歳までの青少年とその保護者③第1月曜日17：00～19：50、第3月曜日午後3時～6時50分④児童養護施設指導員（元児童福祉司）、臨床心理士、ひきこもり相談士⑤48件
7	家庭児童相談所	①家庭児童相談（面接）②18歳までの子どもと家族の様々な相談に、家庭児童相談所の専門相談員が対応し、カウンセリングやプレイセラピーなどを行う③平日午前9時～午後5時30分④家庭児童相談員（臨床心理士）⑤14,894件（述べ相談件数）⑥予約制
8	教育相談課	①教育相談②枚方市在住の幼児・児童・生徒に関する教育のさまざまな悩み（当事者、保護者）について専門相談員が対応③月～金曜の午前9時～午後5時予約制④臨床心理士、特別支援教育士等⑤465件

### 3. 訪問支援

1	保健センター	①訪問指導事業②乳幼児や住民健診等のフォローを目的に訪問指導を実施。その際、兄弟や家族の相談にも応じている。③保健センター開所日、時間9時～午後5時30分④保健師等⑤不明⑥相談があった場合、保健所や家庭児童相談所、医療機関の紹介を行っている
2	障害福祉室	②障害者（身体・知的・精神）③随時④CW（身体・知的5名、精神2名）が対応⑥必要があれば自宅などに訪問はするが、就学・就労で訪問することはない。
3	教育相談課	①適応指導教室事業の訪問指導②大学生の学生指導員が、承認した児童生徒にその家庭で支援を行う③週1回（2時間以内）長期休業中は除く④学生ボランティア⑤5件⑥学校を通して申し込みを行う

### 4. 居場所

1	障害福祉室	②障害者（身体・知的・精神）③随時④CW（身体・知的5名、精神2名）が対応⑥日中活動場所（就業訓練の場所も含む）の紹介をおこない、その中で自立支援法に係る活動場所なら、障害福祉室で支給決定をおこなっている。
2	教育相談課	①適応指導教室事業②心理的要因で不登校状態にある枚方市立小中学校児童生徒への支援。在籍校へ復帰を目指す③毎週月から金曜午前10時～午後3時④適応指導教室指導員、学生ボランティア他⑤26人を承認⑥学校を通して申し込みを行う

5. ボランティア・就労体験

1	福祉総務課	直接的な支援ではなく、ボランティア体験事業実施団体に対して補助金を出している。
---	-------	---

6. 学習支援

1	教育相談課	①適応指導教室事業②心理的要因で不登校状態にある枚方市立小中学校児童生徒への支援。在籍校へ復帰を目指す③毎週月から金曜午前10時～午後3時④適応指導教室指導員、学生ボランティア他⑤26人を承認⑥学校を通して申し込みを行う
---	-------	--

7. 就労支援

1	産業振興課（委託）	①枚方市地域就労支援センター（枚方人権まちづくり協会へ委託）就労に関する相談、他機関への紹介、講座の実施等②働く意欲がありながら、さまざまな理由で仕事に就くことができない人③月・火・木・金曜の午前9時～午後5時30分④就労支援コーディネーター⑤34歳以下29人
2	生活福祉室（委託）	①生活保護受給者自立支援事業（就労支援・委託事業）②生活保護受給者③月から金曜日の9～17時 就労支援室サブ1号館6F④就労支援員3名、求人開拓員1名⑤平成23年度は236名が参加し125名を就職につなげた。

8. その他

1	子ども青少年課（枚方公園青少年センター）	①青少年サポート事業（ひきこもり、不登校等がテーマ）②平成23年度は「枚方市青少年サポートマップ」を作成③不定期④児童養護施設指導員（元児童福祉司）、臨床心理士、ひきこもり相談士
2	社会教育課	①思春期セミナー（ひきこもり、不登校等がテーマ）②小中学生以上の子どもの保護者、関心がある人③平成23年8月30日午前10～12時④大阪府中央少年サポートセンター ケースワーカー⑤1回実施⑥家庭教育支援事業の一環として行っている。